

## 発表事項

- 1 令和4事業年度審査支払会計収入支出予算変更
- 2 令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 3 令和5事業年度審査支払会計収入支出予算
- 4 令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算

## 5 審査関係訴訟事件

- 6 第28次審査情報提供（医科）
- 7 令和4年12月審査分の審査状況
- 8 令和5年1月審査分の特別審査委員会審査状況

# 二セコ脳神経外科事件（北海道）の終結

**判決** 令和5年1月13日 高等裁判所、原告の控訴棄却（**支払基金勝訴**）

## 事件の概要

### ○ 原告の主張

頭部外傷・顔面骨折患者（1事例）に対する連日のMRI検査※及び脳梗塞患者（3事例）に対する連月のMRI検査は、病態の悪化を確認するため必要。

### ○ 裁判の争点

各患者に対するMRI検査が、療養担当規則に適合し診療上の必要性が認められるか。

※MRI：磁気共鳴コンピューター断層撮影

## 高等裁判所判決の要旨

診療録及び診療報酬請求書に診療の必要性を認める記載がなく、各MRI検査には一般的な医学的知見及び医学水準に照らして必要であったと認めることはできない。

⇒ 第1審判決は相当であるとし、控訴棄却

## 裁判の経過

- ・平成31年2月12日 提訴
- ・令和4年4月19日 第1審判決（札幌地裁） 支払基金勝訴
- ・令和4年8月31日 第1回控訴審
- ・令和5年1月13日 第2審判決（札幌高裁） 原告控訴棄却（支払基金勝訴確定）